

19 小牧市

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2017/9/19

担当課	陳情事項 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障について ★（1）介護保険料・利用料について	回答
介護保険課	①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げるください。保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	第7次の計画における保険料については、給付費の推計等を踏まえ、介護保険事業基金の繰り入れや、所得段階の設定を検討していきたいと考えております。
介護保険課	②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	保険料及び利用料について、現時点では、市単独での拡充は考えておりません。
担当課	（2）介護保険利用の際の手続き	
介護保険課	★①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。	平成28年10月から窓口業務の委託を開始しました。窓口業務を行う専門の者を配置することにより、窓口業務に必要な知識、ノウハウ等が蓄積され、専門性が確保されるよう努めています。
介護保険課	②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。	原則として、新規でサービスの利用を希望される方には、要介護要支援認定の申請をしていただくこととしています。
担当課	（3）基盤整備について	
介護保険課	★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で生活を送り続けられ、介護保険制度が継続して運営していくけるよう将来を見据えた施設等の整備の計画を第7次小牧市高齢者保健福祉計画で定めていきたいと考えております。
介護保険課	②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。	平成27年4月1日以降の施設への入所については、原則要介護3以上の方に限定されておりますが、本市では「小牧市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」を定め、市のホームページで周知を行い、指針に基づき施設から意見を求められた場合は、要介護1・2の方でやむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難である等、特例入所者であるかの判断をしております。
担当課	（4）総合事業について	
介護保険課	★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。	総合事業の現行相当サービスは、平成29年4月1日からはじまった「新しい総合事業」のサービスの1つですが、総合事業サービスは、適切なケアマネジメントのもと、真に必要とする支援が個々の利用者に過不足なく提供されるように支援を行うものであり、状態像を一方的に押し付けたり、期間を区切った「卒業」をさせることは想定しておりません。
介護保険課	②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。	事業にかかる財源は、利用者の見込み、単価等を勘案し、適切な運営ができるよう保険料額等を定めていきたいと考えております。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2017/9/19

担当課	(5) 高齢者福祉施策の充実について	
地域包括ケア 推進課	①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。	・高齢者のたまり場事業への助成については、社会福祉協議会と連携する中で、設置箇所の増加に取組んでいるところであります、今後も引き続き、設置促進に努めてまいります。 ・認知症カフェへの助成については、今年度より開設準備経費と運営に係る経費助成金を新たに設けたところであり、実施主体の意向を聞くなかで、より良い助成事業に努めてまいります。
介護保険課	②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	住宅改修費の受領委任払い制度は実施しております。なお、福祉用具購入費の実施については、価格が低廉ということ、高額介護サービス費は、各サービスの合計額で対象を判断するため、受領委任払いが困難でありますので、現時点では、受領委任払い制度の導入を考えておりません。
担当課	★(6) 障害者控除の認定について	
介護保険課	①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、所得税法施行令に従い、障害者控除の対象を認定するものでありますので、身体等の状態により該当とされる方を障害者控除の対象とし、個別に認定書を送付しています。従いまして、現時点ですべての要介護認定者を対象とすることは考えておりません。
介護保険課	②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、所得税法施行令に従い、障害者控除の対象を認定するものでありますので、身体等の状態により該当とされる方には個別に認定書を送付していますので、すべての要介護認定者に自動的に個別送付することは考えておりません。
担当課	2. 国保の改善について	回答
保険年金課	★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのため一般会計からの繰入額を増やしてください。	一般会計からのその他繰入金（法定外繰入金）は、平成28年度実績で約4億3千円となっております。この繰入金は国保の加入者以外の市民の方にも負担を強いるものであり、平成30年度制度改正に伴い、保険財政の健全化のため計画的に削減・解消する必要があります。そのため、一般会計からの繰入を増額することとなる減免制度の拡充は考えておりません。
保険年金課	★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。	均等割については、国保加入者すべてに賦課することが地方税法（地方税法第703条の4）で定められており、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。また、「一般会計による減免」が「繰入金の増額による減免」を指しているのであれば、上記①のとおりです。
保険年金課	★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	資格証明書の発行については、長期に保険税を滞納している方との面談の機会を増やし、納税相談等を行うためのもので、収納額を保持し健全な国保財政の運営には必要なものと考えております。納税相談等によりやむを得ず保険税を納められない状況であることが確認できた方には短期証交付基準により正規の保険証又は短期保険証を交付します。
保険年金課	④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。	保険税未納がある方へは納税相談の機会を設けており、その中で生活実態の把握に努めつつ支払い可能な額での分納誓約等の手続きを実施しています。差し押さえについては、納税相談等において把握する生活実態等の状況も勘案しております。また、短期保険証については交付基準により、未納の税額に対する納付の割合や分納の履行状況に応じた有効期限を定め交付していますが、税負担の公平性の観点からも適切な運用と考えております。
保険年金課	⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	平成27年4月1日より、事業の休廃止、失業その他の理由により収入が激減するなど、一部負担金の支払が困難となつた方に対する減免を拡充しました。また、現行の一部負担金の減免制度の周知につきましては、市ホームページ等にて行っております。

担当課	3. 税の徵収、滞納問題への対応など	回答
収税課	税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	財産の差押にあたっては、法令を遵守し実施しております。また未納のある方には、納税相談の中で生活実態の把握に努め、地方税法第15条の適切な運用を行っております。
担当課	4. 生活保護について	回答
福祉総務課	★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について聞いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	生活保護の申請につきましては、憲法及び生活保護法に基づいて対応しております。保護申請後は、概ね2週間程度の期間に必要な調査を行った上で、出来るだけ早く対応しております。
福祉総務課	★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。	ケースワーカー等の正規職員は、国の基準に基づく人数を配置しており、現在のところ増員する予定はありません。生活保護関係職員については、資質向上のため積極的に研修に参加するよう努めています。
福祉総務課	③生活保護利用者的人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。	制度改正により平成27年度から少なくとも12カ月に一度資産申告を被保護者の方に對してお願いすることになりましたが、その運用に当っては、プライバシーに最大限配慮しつつ、被保護者の方の協力をいただく形で行っています。
福祉総務課	④通院の移送費(通院費)は金額の多少に關係なく、すべて支給してください。	通院の移送費については、その必要性につき主治医の意見等を聴取し、被保護者の申請に基づき、移送に要した費用を支給しています。
担当課	5. 福祉医療制度について	回答
保険年金課	★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	現行制度の維持に努めてまいります。
保険年金課	★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	平成20年4月から保険診療にかかる入院・通院の医療費無料制度を15歳年度末まで現物給付で拡充したことろであり、18歳年度末までの拡大は現在のところ考えておりません。
保険年金課	③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については、平成26年10月診療分より、入院・通院とも全疾病を対象としています。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2017/9/19

担当課	6. 子育て支援について	
こども政策課	(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。	現在、愛知県が実施した子ども調査を元にして小牧市における実態を調査・分析しています。今後、必要な施策を検討していきます。
こども政策課	①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。	現在実施している調査・分析において小牧市の貧困率も調査する予定です。
こども政策課	②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。	ひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活や自立、貸付などに関する相談などを行っています。また、ハローワークと連携し、対象に応じた自立支援プログラムの策定事業を実施するとともに高等職業訓練促進費の支給などの就労支援や愛知県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を活用した修学や修学支度の支援を行っています。 日常生活を営むのに支障が生じ、一時的に生活の援助が必要と認められる家庭には、ヘルパーを派遣して支援を行っています。
学校教育課	★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。	・本市では、生活保護基準に市独自基準を加算し、1.3倍した金額を目安としているところであり、現時点で基準を見直しをする考えはありません。 ・周知については市広報や市ホームページを通じて、年度途中でも申請ができますことをご案内させていただいております。 ・支給内容については、国の基準に準じて実施しているところであり、本年度から入学準備金の基準引き上げに伴い、増額し、7月に支給したところです。 ・入学準備金の就学前の支給については、実施時期未定です。
こども政策課	④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。	教育・学習支援の「無料塾」の取組みは、市として本年度よりモデル事業を立上げ、運営方法などの検討を行っています。 児童・生徒の居場所づくりについては、引き続き、児童館などで取組んでいきます。
学校給食課	★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。	学校給食費は、学校給食の材料代の対価として保護者に負担していただくものであることから、現在のところ無料化や減額・支援する予定はありません。給食費未納の児童・生徒の保護者に対しては、必要に応じ学校等より就学援助をすすめています。
保育課	(3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受けける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やすしてください。	小規模保育等の職員配置基準において、児童の安全面を考慮し、最低2名を下回らないこと、家庭的保育者の資格要件を保育士に限定しています。なお、市が認可する小規模保育については、受けける保育に格差が生じないよう、市の研修会等に参加してもらうとともに、栄養士や退職した園長による巡回指導を行っています。 また、低年齢児の需要が高い中部地区において、平成31年4月に民設民営による保育園の新設の準備を始めたところです。
保育課	(4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。	公定価格の中で反映されていると考えていますので、現在のところ国への要望、市としての独自補助は考えておりません。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2017/9/19

担当課	7. 障害者・児施策の拡充について	回答者
長寿・障がい福祉課	★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。	障害福祉施設等の整備促進を目的に、国、県及び公益法人の補助金を受けて実施する障害福祉施設等の新築、増築、改築又は大規模修繕等の事業等に対して、小牧市障害者福祉施設等整備費補助金を交付しているところです。また、障害福祉サービス等の支給決定に際しては、サービス等利用計画等を踏まえて、必要な支給量の決定に務めているところです。
長寿・障がい福祉課	②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。	移動支援については、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は認められません。よって、通所施設・学校等への送迎は、通年かつ長期にわたる外出に該当するため利用することはできませんが、保護者の入院等、緊急時には対応できる場合がありますのでご相談ください。また、施設入所者の余暇活動に対する支援は当該施設、通院における院内介助は当該医療機関にて対応することが原則と考えます。
長寿・障がい福祉課	③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。	障害福祉サービス等の自己負担割合は原則1割ですが、所得に応じて限度額が設けられており、住民税非課税世帯の場合は無料でご利用いただけます。
長寿・障がい福祉課	★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。 1)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。 2)障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。	障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されますが、介護保険サービスの支給量、内容では十分な支援が受けられない場合には、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めています。
長寿・障がい福祉課	⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。	入院及び通院における院内介助は、原則として当該医療機関にて対応するものでありますので、入院中のヘルパー派遣については、現在のところ考えておりません。 なお、障害者総合支援法の改正により、重度訪問介護を提供することができる場所として居宅に相当する場所が加わることとなる予定であり、重度訪問介護につきましては、入院先においてもサービスを受けることが可能となる見込みです。
長寿・障がい福祉課	⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。	愛知県市長会議及び県・市懇談会を通じて、共同生活援助事業所の運営に対する補助制度の充実及び報酬単価の見直しを要望しているところです。
長寿・障がい福祉課	⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。	ボランティア体験研修等さまざまな機会を通じて、障がいに対する理解促進に取り組んでまいります。 また、国への要望については県下各市の動向をみながら判断していくとともに、自治体による補助については必要に応じて調査研修してまいります。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2017/9/19

担当課	8. 予防接種について	回答
保健センター	①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については、平成23年10月から全額助成を実施しています。 ロタウイルスワクチンについては、H29年2月厚生科学審議会において定期接種化などの検討がされていますが、安全性において確立しておらず、見送られているため市としては、国の動向を注視しているところです。 インフルエンザワクチンは個人の重症化予防の意味で接種するものであるため、現在のところ補助制度を設ける考えはありません。
保健センター	★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者肺炎球菌ワクチンは平成26年10月から定期接種になり、2,500円の自己負担で接種をしています。自己負担の金額は委託料の約3割を自安に設定をしています。助成事業は平成21年6月から実施しており、現在は1回の助成です。高齢者の肺炎球菌ワクチンはB類疾病に該当し、接種に対し努力義務を課さないものになります。個人の重症化予防の意味で接種するものであるため、現在のところ定期接種の無料化及び2回目の助成は考えておりません。
担当課	【(1) 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。 1. 国に対する意見書・要望書	回答
保険年金課	①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。	30年度制度改革に伴い、平成29年7月の東海北陸地方都市国保主管課長研究協議会においても国保制度改革による財政対策として国費の投入を確実なものとするよう、また、必要に応じ更なる財政基盤の強化を講じるよう共同で要望書を提出しています。本市としても、急激に保険税の変化がないよう激変緩和の対策を要望したいと考えています。
保険年金課	②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。
介護保険課	③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。	介護が必要な方に、真に必要なサービスが提供されるよう、また安定した介護保険事業が持続的に運営し続けられるよう、県内各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。
保険年金課	④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。	県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。
長寿・障がい 福祉課	⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。	県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2017/9/19

担当課	2. 意見書・要望書	回答
保険年金課	(1) 福祉医療制度について ① 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険年金課	② 障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	当市では、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については、平成26年10月診療分より、入院・通院とも全疾病を対象としています。なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険年金課	③ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	当市では、県補助対象を拡大しひとり暮らし高齢者を対象者としています。なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険年金課	(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。	平成26年度から財政難により県単独の補助金は廃止となりました。意見書・要望書の提出については、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。